

○島根県産業技術センター条例施行規則

平成13年10月23日

島根県規則第85号

島根県産業技術センター条例施行規則をここに公布する。

島根県産業技術センター条例施行規則

島根県産業技術センター条例施行規則(昭和51年島根県規則第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備機器の種類)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める設備機器は、別表第1の設備機器の種類欄に掲げるものとする。

(使用の承認の申請)

第3条 条例第3条第1項の承認を受けようとする者は、使用を開始しようとする日までに設備機器使用申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 知事は、条例第3条第1項の承認をしたときは、設備機器使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用承認の変更)

第5条 条例第3条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該承認に係る事項を変更しようとするときは、設備機器使用変更承認申請書(様式第3号)に設備機器使用承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の設備機器使用変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認したときは、設備機器使用承認書の裏面に変更に係る事項を記載して、これを返付するものとする。

(使用中止の届出)

第6条 使用者は、設備機器の使用を開始する日前に使用を中止しようとするときは、設備機器使用中止届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(使用終了の届出)

第7条 使用者は、設備機器の使用を終了したときは、速やかにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(分析等の依頼)

第8条 各種の分析、試験、鑑定等（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は、分析等依頼書（様式第5号）に試料その他分析等を行うために必要な物を添えて島根県産業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 分析等のため職員の派遣を依頼しようとする者は、前項の分析等依頼書に添えて職員派遣依頼書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。

(平24規則25・一部改正)

(分析等の依頼の取消し)

第9条 分析等を依頼した者は、当該分析等の依頼をした日から2日以内に分析等依頼取消届出書（様式第7号）を所長に提出して依頼を取り消すことができる。ただし、既に分析等（分析等に係る準備を含む。）に着手しているときは、これを取り消すことができない。

(成績書の交付)

第10条 所長は、第8条の規定により依頼された分析等が終了したときは、当該分析等の結果を記載した成績書（様式第8号）を当該分析等を依頼した者に交付するものとする。

2 前項の成績書の複本の交付を請求しようとする者は、成績書複本交付申請書（様式第9号）を所長に提出しなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第11条 条例第5条第2項の設備機器の使用料で知事が定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表の分析等に係る手数料で知事が定める額は、別表第2のとおりとする。

(使用料及び手数料の減免)

第12条 条例第6条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の使用料等減免申請書の提出があった場合において、減免を決定したときは、使用料等減免決定通知書（様式第11号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第13条 条例第7条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。この場合において、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(1) 条例第7条第1号又は第2号に該当するとき。 設備機器を使用することができな

くなくなった期間の使用料に相当する額

(2) 使用者が、使用開始の日の前日までに使用の中止を申し出たとき。 納付した使用料の全額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第14条 設備機器の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を要する設備機器を承認を受けずに使用しないこと。

(2) 職員の指示に従うこと。

(3) その他所長が定める事項に従うこと。

（損壊等の届出）

第15条 設備機器の使用者は、設備機器を損壊し、又は滅失したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、島根県産業技術センターの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成13年10月25日から施行する。

附 則（平成14年規則第99号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第8条の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の表の改正規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規

則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第96号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び同規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び手数料並びに改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第79号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第3条の規定により島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第3条の規定により島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表の改正規定(放射エミッション、伝導エミッション、妨害電力クランプ、放射イミュニティ測定システム、伝導イミュニティ測定システム及び電波暗室に係る部分に限る。)は、平成23年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例(平成13年島根県条例第49号)第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び同規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年規則第81号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び同規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第93号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年規則第74号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第27号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第77号）

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第59号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第88号）

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第18号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第51号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第82号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第14号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第40号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第22号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第86号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第57号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第126号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則の規定により作成した

用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年規則第32号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第74号）

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第57号）

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第21号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第11条関係）

（平19規則12・全改、平20規則29・平20規則76・平21規則15・平21規則79・平22規則35・平22規則69・平23規則1・平23規則81・平24規則25・平24規則93・平25規則4・平25規則74・平26規則27・平26規則77・平27規則34・平27規則59・平28規則34・平28規則88・平29規則18・平29規則51・平30規則6・平30規則82・平31規則18・令元規則14・令元規則40・令2規則22・令2規則86・令3規則57・令3規則126・令4規則32・令4規則74・令5規則29・令5規則57・令6規則21・一部改正）

1 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
1 無機材料関連機器	
原子吸光光度計	1時間につき 1,620円
実験用遊星回転ポットミル	1時間につき 80円
岩石切断機	1時間につき 60円
送風定温恒温器	1時間につき 50円
乾式粉体混合機	1時間につき 50円
スタンプミル	1時間につき 50円
自動研磨機	1時間につき 60円
オートクレーブ	1時間につき 150円

顕微ラマン分光光度計	1時間につき 1,450円
熱分析装置	1時間につき 1,300円
V型混合機	1時間につき 50円
電磁式実験用ふるい振とう機	1時間につき 60円
実体顕微鏡及び撮影装置	1時間につき 70円
エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置	1時間につき 510円
耐圧試験機	1時間につき 180円
球形整粒機	1時間につき 140円
乳鉢方式による粉碎機	1時間につき 70円
高温電気炉	1時間につき 500円
造粒装置	1時間につき 110円
強度（圧縮・曲げ）試験器	1時間につき 80円
微粉碎機	1時間につき 640円
ジョークラッシャー	1時間につき 290円
ダブルロールクラッシャー	1時間につき 60円
粉体物性測定器	1時間につき 90円
熱伝導率測定装置	1時間につき 730円
雰囲気式高速昇温電気炉	1時間につき 710円
粒度分布測定装置	1時間につき 470円
微小荷重用強度試験機	1時間につき 140円
粒ゲージ	1時間につき 50円
岩石切断機（小型）	1時間につき 60円
波長分散型蛍光X線分析装置	1時間につき 2,490円
高分解能分析走査電子顕微鏡	1時間につき 4,560円
X線回折装置	1時間につき 2,480円
示差熱—熱重量同時測定装置	1時間につき 780円
熱機械分析装置	1時間につき 340円
ポットミル粉碎機	1時間につき 140円
電気炉	1時間につき 190円
大型電気マッフル炉	1時間につき 120円

高速振動試料粉碎機	1時間につき 110円
熱衝撃試験機	1時間につき 510円
2 有機材料関連機器	
ホットプレス	1時間につき 240円
カラーアナライザー	1時間につき 780円
色差計	1時間につき 650円
ウェザーメーター	1時間につき 1,420円
接触角計	1時間につき 510円
人工気象装置（赤外線照射装置を利用しない場合）	1時間につき 2,600円
人工気象装置（赤外線照射装置を利用する場合）	1時間につき 2,780円
パネルソー	1時間につき 180円
UV硬化装置	1時間につき 170円
冷凍庫	1時間につき 50円
シャルピー衝撃試験機	1時間につき 160円
低温恒温恒湿器	1時間につき 530円
万能引張圧縮試験機	1時間につき 1,440円
赤外分光光度計	1時間につき 1,350円
温湿度計	1時間につき 50円
変位計	1時間につき 50円
データロガー	1時間につき 80円
塗装ブース	1時間につき 360円
カールフィッシャー水分計	1時間につき 4,100円
コーン/プレート型粘度計	1時間につき 70円
動的接触角計	1時間につき 60円
微量サンプル粘度計	1時間につき 70円
ヘッドスペースガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき 910円
小型二軸混練押出機	1時間につき 2,200円
3 化学関連機器	

オートクレーブ高圧滅菌器	1時間につき	50円
ダブルビーム分光光度計	1時間につき	50円
偏光ゼーマン原子吸光分光光度計	1時間につき	410円
全有機炭素計	1時間につき	1,410円
原子吸光光度計	1時間につき	1,770円
ガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき	2,130円
遊星型ボールミル	1時間につき	110円
石油類試験器	1時間につき	130円
試料粉碎装置	1時間につき	100円
紫外線フェードメーター	1時間につき	330円
高速混合機	1時間につき	50円
においセンサー	1時間につき	50円
イオンクロマトグラフ	1時間につき	3,050円
示差熱重量同時測定装置	1時間につき	620円
液体クロマトグラフ精密質量分析システム	1時間につき	2,880円
ICP—MS	1時間につき	2,300円
高速液体クロマトグラフ	1時間につき	770円
デジタルマイクロスコープ	1時間につき	460円
微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	710円
3次元計測電子顕微鏡	1時間につき	1,060円
自動滴定装置	1時間につき	200円
水蒸気蒸留装置	1時間につき	300円
シングル四重極型GCMS	1時間につき	920円
液体クロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,860円
CHNS同時分析装置	1時間につき	1,780円
万能シェーカー	1時間につき	50円
電気化学インピーダンス測定装置	1時間につき	210円
実体顕微鏡	1時間につき	140円
GPC装置	1時間につき	1,160円
ロータリー対応レーザーカッター	1時間につき	430円

ボンベ型熱量計	1時間につき 960円
4 食品関連機器	
pH計	1時間につき 50円
真空凍結乾燥機 (小型)	1時間につき 50円
レオメーター	1時間につき 80円
オートクレーブ (滅菌用)	1時間につき 50円
超小型2軸エクストルーダ	1時間につき 920円
魚肉採取機	1時間につき 110円
裏ごし機	1時間につき 60円
遠心脱水機	1時間につき 50円
圧力殺菌釜・蒸煮装置	1時間につき 3,140円
高温高圧調理殺菌装置	1時間につき 3,830円
電子スピン共鳴装置	1時間につき 690円
分取用クロマトグラフィーシステム	1時間につき 370円
マスコロイダー	1時間につき 560円
食物繊維・粗繊維抽出装置	1時間につき 140円
真空凍結乾燥機	1時間につき 230円
クリープメータ	1時間につき 210円
紫外可視近赤外分光光度計	1時間につき 220円
アミノ酸分析システム	1時間につき 540円
高速液体クロマトグラフ	1時間につき 450円
糖・有機酸分析システム	1時間につき 990円
ガスクロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置	1時間につき 1,440円
測色色差計	1時間につき 90円
マイクロプレートリーダー	1時間につき 300円
リサイクル分取HPLCシステム	1時間につき 570円
微量分光光度計	1時間につき 50円
窒素分解システム	1時間につき 130円
ケルダール蒸留装置・滴定装置	1時間につき 690円

水分活性測定装置	1時間につき	70円
簡易アルコール分析器	1時間につき	50円
リアルタイムPCR解析システム	1時間につき	120円
振動密度計	1時間につき	80円
大型遠心機	1時間につき	130円
赤外線水分計	1時間につき	50円
クリーンベンチ	1時間につき	60円
スプレードライ	1時間につき	990円
ビーズ破砕機	1時間につき	270円
恒温恒湿器	1時間につき	70円
照明付インキュベーター	1時間につき	50円
B型粘度計（低粘度）	1時間につき	210円
次世代シーケンサー	1時間につき	3,720円
真空包装機	1時間につき	50円
マルチ皮膚計測装置	1時間につき	220円
5 機械・金属関連機器		
工具摩耗解析システム	1時間につき	300円
データ収集システム	1時間につき	50円
高周波誘導真空溶解試験装置	1時間につき	1,850円
油圧サーボ式材料強度試験機	1時間につき	1,280円
機械振動測定システム	1時間につき	910円
熱一流体解析システム	1時間につき	1,010円
熱流体解析システム（電子機器・設計者向け）	1時間につき	1,220円
複数現象連成解析システム	1時間につき	690円
陽解法解析ソフトウェア	1時間につき	1,140円
赤外線熱画像装置	1時間につき	160円
エックス線CTスキャナ	1時間につき	9,990円
エックス線CTデータCAD化システム	1時間につき	250円
エックス線透視検査装置	1時間につき	3,650円
マイクロエックス線CTシステム	1時間につき	5,610円

エックス線光電子分光分析装置(XPS)	1時間につき	3,330円
摩耗試験機	1時間につき	80円
精密切断機	1時間につき	110円
ダイヤモンドワイヤー切断機	1時間につき	590円
複合サイクル腐食試験機	1時間につき	250円
ナノ材料評価解析装置	1時間につき	3,900円
集束イオンビーム加工装置	1時間につき	3,840円
高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	1,040円
流量計	1時間につき	60円
液体クーラー	1時間につき	50円
導電率計	1時間につき	50円
DOメータ	1時間につき	50円
レーザーフラッシュ型熱伝導率測定装置	1時間につき	1,570円
塩水噴霧・キャス試験器	1時間につき	170円
卓上フライス盤	1時間につき	70円
パルス通電焼結装置	1時間につき	3,510円
混練性評価装置	1時間につき	1,170円
射出成形機	1時間につき	530円
真空加圧焼結急速冷却炉	1時間につき	2,520円
風速計	1時間につき	50円
超微小硬度計	1時間につき	400円
3次元CAM (FF/cam) システム	1時間につき	460円
3次元CAD(SolidWorks)システム	1時間につき	60円
三次元データ変換・修正システム	1時間につき	250円
メルトインデクサー	1時間につき	80円
ロータリーエバポレータ	1時間につき	160円
真円度測定機	1時間につき	1,180円
炭素硫黄同時分析装置	1時間につき	2,290円
酸素窒素水素同時分析装置	1時間につき	3,600円
電界放出形走査電子顕微鏡	1時間につき	2,890円

非接触変位計	1時間につき 410円
ワイヤ放電加工機	1時間につき 750円
ロックウエル硬さ試験機	1時間につき 140円
細穴放電加工機	1時間につき 540円
絶対反射率・透過率測定装置（自動角度可変）	1時間につき 310円
帯鋸盤	1時間につき 230円
非接触表面形状測定機	1時間につき 1,340円
CADインターフェイス(ANSYS)	1時間につき 50円
クロスセクションポリッシャー	1時間につき 1,290円
構造解析ソフトウェア	1時間につき 140円
過渡熱抵抗測定装置	1時間につき 1,220円
炉前溶湯管理装置（CEメーター）	1時間につき 160円
非接触三次元デジタイザー	1時間につき 1,250円
非接触測定点群評価システム	1時間につき 60円
並列計算モジュール	1時間につき 150円
溶解実験装置	1時間につき 2,030円
小型マシニングセンタ	1時間につき 640円
微粒子可視化システム	1時間につき 320円
高速度カメラシステム	1時間につき 340円
リバースモデリングシステム	1時間につき 110円
CNC画像3次元測定システム	1時間につき 1,140円
グロー放電発光分光分析装置	1時間につき 2,800円
超音波ホモジナイザー	1時間につき 250円
CO2レーザーカッター	1時間につき 200円
ナノ粒子合成システム	1時間につき 4,820円
粉末供給装置	1時間につき 360円
ポータブル型X線残留応力測定装置	1時間につき 1,180円
万能試験機	1時間につき 1,360円
マルチカラーレーザ同軸変位計	1時間につき 50円
レーザー変位計	1時間につき 50円

静電容量変位計	1時間につき 50円
電磁波シールド効果測定治具	1時間につき 60円
流体解析ソフト (PIV用)	1時間につき 50円
煙発生装置 (PIV用)	1時間につき 210円
ブリネル硬度計	1時間につき 50円
ビッカース硬度計	1時間につき 50円
2次元レーザー加工機	1時間につき 1,780円
シャルピー衝撃試験機	1時間につき 50円
試料研磨機	1時間につき 50円
高速切断機	1時間につき 50円
PCBカッター	1時間につき 50円
卓上バンドソー	1時間につき 50円
卓上コンターマシン	1時間につき 50円
小型バンドソー	1時間につき 50円
集じん装置付グラインダー	1時間につき 50円
微分干渉付金属顕微鏡	1時間につき 160円
音源探査装置	1時間につき 390円
並列計算用ワークステーション (UNI-XW-621S)	1時間につき 80円
並列計算用ワークステーション (GWS-621A)	1時間につき 70円
並列計算用ワークステーション (HP-Z6G4)	1時間につき 60円
並列計算用ワークステーション (HP-Z6G4-2023)	1時間につき 50円
中高温用風速計	1時間につき 50円
平面研削盤	1時間につき 710円
精密形状粗さ測定システム	1時間につき 1,820円
ポータブルデジタル顕微鏡	1時間につき 50円
透明体厚み・うねり計測装置	1時間につき 250円
マイクロメータ (ワイヤレス通信付き)	1時間につき 50円
金属切断機	1時間につき 480円

精密低速切断機	1時間につき 50円
試料埋込機	1時間につき 500円
自動研磨機	1時間につき 720円
小型電解研磨機	1時間につき 90円
プラズマクリーナー	1時間につき 120円
ICP発光分光分析装置	1時間につき 1,470円
共焦点顕微鏡	1時間につき 1,020円
微小硬度計	1時間につき 290円
色彩照度計	1時間につき 50円
マルチチャンネル分光器	1時間につき 50円
6 電子・電気関連機器	
光パワーメータ	1時間につき 50円
低抵抗計	1時間につき 50円
スペクトラムアナライザ(EMC)	1時間につき 110円
差動信号発生装置	1時間につき 110円
高速オシロスコープ	1時間につき 150円
任意波形発生装置 (通信機器性能計測用)	1時間につき 180円
信号データ解析システム	1時間につき 50円
高調波測定・電圧ディップ/電圧変動試験装置	1時間につき 120円
LCRメータ	1時間につき 50円
周波数特性分析器	1時間につき 50円
電子負荷装置	1時間につき 50円
光デバイス評価装置	1時間につき 50円
電磁界設計・シミュレーション	1時間につき 1,080円
回路設計・回路基板デザインシステム	1時間につき 60円
多層プリント基板作成装置	1時間につき 60円
放射エミッション測定システム	1時間につき 1,100円
伝導エミッション測定システム	1時間につき 640円
妨害電力測定システム	1時間につき 490円
放射イミュニティ試験システム	1時間につき 1,690円

伝導イミューニティ試験システム	1時間につき	710円
ネットワークアナライザ	1時間につき	290円
電波暗室	1時間につき	3,130円
耐電圧・絶縁抵抗試験器	1時間につき	50円
照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	490円
クランプオンパワーハイテスタ	1時間につき	50円
シート抵抗率計	1時間につき	50円
電源評価オシロスコープ	1時間につき	160円
単相一三相パワーメータ	1時間につき	70円
モータ/インバータ評価システム	1時間につき	590円
任意波形交流電力印加装置	1時間につき	60円
三相交流負荷模擬システム	1時間につき	480円
騒音計	1時間につき	50円
インピーダンスアナライザ	1時間につき	370円
3磁界軸電磁波計	1時間につき	50円
高抵抗率計	1時間につき	50円
7 人間工学関連機器		
視線計測システム	1時間につき	250円
動作解析システム	1時間につき	1,760円
8 デザイン関連機器		
三次元加工機	1時間につき	370円
9 汎用機器		
乾燥器	1時間につき	50円
マッフル炉	1時間につき	50円
電子天 秤	1時間につき	50円
超音波洗浄機	1時間につき	50円
遠心分離機	1時間につき	70円
インキュベーター	1時間につき	50円

2 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額
---------	-------

1 食品関連機器	
水分活性測定装置（露点式）	1時間につき 80円
インキュベータ	1時間につき 50円
オートクレーブ（滅菌用）	1時間につき 50円
デジタルマイクロスコープ	1時間につき 210円
蛍光顕微鏡画像解析システム	1時間につき 310円
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき 700円
セイロセット	1時間につき 50円
スーパーマスコロイダー	1時間につき 130円
スチーム加熱調理機器（スーパースチーム）	1時間につき 70円
アクアクッカー	1時間につき 600円
アイスクリームフリーザー	1時間につき 110円
食品乾燥機	1時間につき 50円
濃縮装置	1時間につき 110円
セラミックマッフル炉	1時間につき 50円
ハンディ型簡易分光色差計	1時間につき 50円
減圧平衡発熱乾燥機	1時間につき 390円
原子吸光光度計	1時間につき 410円
クリープメーター自動解析装置	1時間につき 90円
電熱オーブン	1時間につき 90円
製粉装置	1時間につき 50円
ビーズ破砕機	1時間につき 270円
電気恒温孵卵器	1時間につき 50円
蒸発光散乱検出器付きHPLC	1時間につき 350円
GCMSシステム	1時間につき 920円
真空凍結乾燥機	1時間につき 290円
レトルト殺菌装置	1時間につき 120円
味認識装置	1時間につき 560円
クリーンベンチ	1時間につき 50円
紫外可視分光光度計	1時間につき 60円

イオンクロマトグラフ	1時間につき 1,070円
視覚データ評価装置	1時間につき 220円
高速冷却遠心機	1時間につき 130円
酒類用振動式密度計	1時間につき 50円
卓上型真空包装机	1時間につき 50円
マイクロプレートリーダー	1時間につき 380円
ガスクロマトグラフヘッドスペース分析システム	1時間につき 970円
2 窯業関連機器	
V型混合機	1時間につき 50円
実体顕微鏡	1時間につき 50円
逆流式混合機	1時間につき 240円
オートクレーブ	1時間につき 390円
熱伝導度測定装置	1時間につき 110円
電気炉 (6キロワット)	1時間につき 150円
電気炉 (16キロワット)	1時間につき 470円
真空土練機	1時間につき 130円
ビスコテスター	1時間につき 50円
振動ふるい	1時間につき 320円
乳鉢播潰機	1時間につき 100円
乾式ボールミル	1時間につき 200円
大型切断機	1時間につき 310円
振動ミル	1時間につき 110円
ジョークラッシャー	1時間につき 240円
レーザー回折式粒度分布測定装置	1時間につき 680円
波長分散型蛍光X線分析装置	1時間につき 2,280円
エネルギー分散型微小部蛍光X線分析装置	1時間につき 1,000円
金属顕微鏡システム	1時間につき 200円
色彩輝度計	1時間につき 50円
電磁式ふるい振とう機	1時間につき 50円

X線回折装置	1時間につき 260円
色彩色差計	1時間につき 60円
分析電子顕微鏡	1時間につき 1,110円
高温電気炉	1時間につき 270円
真空押出機	1時間につき 100円
恒温恒湿器	1時間につき 270円
示差熱一熱重量同時測定装置	1時間につき 200円
熱機械分析装置	1時間につき 270円
3 機械・金属・電子関連機器	
照明測定室	1時間につき 50円
4 汎用機器	
糖度計	1時間につき 50円
電子天秤	1時間につき 50円
乾燥器	1時間につき 50円
pH計	1時間につき 50円

別表第2（第11条関係）

（平19規則12・全改、平20規則29・平20規則76・平21規則79・平22規則35・平22規則69・平23規則1・平23規則81・平24規則25・平25規則74・平26規則27・平26規則77・平27規則34・平28規則34・平28規則88・平29規則18・平30規則6・平31規則18・令元規則14・令元規則40・令2規則22・令2規則86・令3規則57・令4規則32・令4規則74・令5規則29・令6規則21・一部改正）

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
1 定性分析		
(1) エックス線光電子分光装置分析		1試料1視野につき 14,030円 1視野増すごとに 3,440円加算
(2) エックス線回折		1試料につき 6,110円
(3) ガスクロマトグラフ分析		1試料につき 12,100円

(4) 高速液体クロマトグラフ分析		1試料につき 14,410円
(5) 分析電子顕微鏡による元素分析	1 定性分析	1試料1視野につき 9,140円 1視野増すごとに 1,950円加算
	2 線分析	1試料1視野につき 11,750円 1視野増すごとに 2,920円加算
	3 マッピング分析	1試料1視野につき 10,790円 1視野増すごとに 4,140円加算
(6) 蛍光エックス線による定性分析		1試料につき 6,320円
(7) 蛍光エックス線（エネルギー分散型）による定性分析		1試料につき 1,830円
(8) ガスクロマトグラフ質量分析装置による定性分析		1試料につき 14,990円
(9) ラマン分光分析		1試料につき 6,160円
(10) 赤外分光分析		1試料につき 5,190円
(11) 遠赤外放射率測定		1試料につき 12,670円
(12) 実体顕微鏡による定性分析		1試料につき 1,970円
(13) 紫外可視近赤外分光分析		1試料につき 1,090円
(14) グロー放電発光分		1試料につき 5,520円

光分析による試験		
(15) 微小部蛍光エックス線による定性分析		1試料につき 3,460円
(16) GPC装置による相対分子量測定		1試料につき 13,060円 1試料増すごとに 2,030円 加算
2 定量分析		
(1) 水質分析	1 pH又は導電率	1試料1項目につき 1,040円
	2 蒸発残留物	1試料につき 3,190円
	3 浮遊物質	1試料につき 3,300円
	4 溶存酸素、化学的酸素要求量又は酸若しくはアルカリ消費量	1試料1項目につき 4,020円
	5 ヘキサン抽出物質	1試料につき 5,930円
	6 窒素	1試料につき 6,690円
	7 生物化学的酸素要求量	1試料につき 6,420円
	8 全有機炭素	1試料につき 5,250円
	9 醸造用水分析（機器分析）	1試料につき 13,950円
(2) 酒類分析	1 総酸度、アミノ酸度、アルコール、日本酒度、エキス分又は着色度	1試料1項目につき 1,850円
	2 グルコース	1試料につき 6,590円
(3) 食品一般分析	1 水分、塩分（滴定法）、酸度、エキス分又はpH	1試料1項目につき 1,660円
	2 灰分、総窒素又はアルコール	1試料1項目につき 2,520円
	3 粗脂肪	1試料につき 5,490円
	4 でんぷん	1試料につき 6,470円
	5 ポリフェノール	1試料につき 8,650円
	6 ミネラル類	1試料1元素につき 5,300円

		円
(4) 食品特殊分析	水分活性	1試料につき 1,960円
(5) 金属分析	1 炭素硫黄同時分析装置による 定量分析	1試料1元素につき 2,900 円
	2 酸素窒素水素同時分析装置に よる定量分析	1試料1元素につき 4,870 円
	3 湿式分析による重量測定	1試料1元素につき 3,410 円
	4 機器分析による重量測定	1試料1元素につき 4,710 円
(6) ICP発光分光分析装 置による定量分析	1 容易なもの	1試料1元素につき 3,500 円 1元素増すごとに 1,710円 加算
	2 溶液化処理が必要なもの	1試料1元素につき 4,650 円 1元素増すごとに 1,710円 加算
	3 複雑な溶液化処理が必要なもの	1試料1元素につき 6,010 円 1元素増すごとに 1,710円 加算
(7) 紫外可視分光光度 計による定量分析		1試料につき 2,070円
(8) 機器分析による水分 析		1試料1元素につき 5,300 円
(9) ガスクロマトグラフ 分析		1試料1成分につき 15,460 円
(10) 高速液体クロマト グラフ分析		1試料1成分につき 15,940 円

(11) アミノ酸分析		1試料につき 34,500円
(12) カルボン酸分析		1試料につき 22,020円
(13) 陽イオン交換容量 分析		1試料につき 6,520円
(14) 表面積分析		1試料につき 11,730円
(15) ガスクロマトグラ フ質量分析装置による 定量分析		1試料1成分につき 20,860 円
(16) CHNS分析		1試料につき 5,460円
(17) ガス吸着、脱着又は 分解試験		1試料1項目につき 13,680 円
(18) イオンクロマトグ ラフ分析	(陽イオン) ナトリウムイオン、 アンモニウムイオン、カリウムイ オン、マグネシウムイオン、カル シウムイオン・(陰イオン) フッ 化物イオン、塩化物イオン、亜硝 酸イオン、臭化物イオン、硝酸イ オン、りん酸イオン、硫酸イオン	1試料につき 13,040円
(19) 蛍光エックス線に よる定量分析	シリカ、アルミナ、全鉄、酸化マ ンガン、酸化カルシウム、酸化マ グネシウム、酸化ナトリウム、酸 化カリウム又は酸化チタン	1試料につき 8,010円
3 食品試験		
(1) 微生物試験	1 顕微鏡検査	1試料につき 880円
	2 大腸菌群試験	1試料につき 4,530円
	3 生菌数測定試験	1試料につき 8,480円
(2) 保存試験		1試料につき 19,090円
4 木材試験		
(1) 材質試験	1 比重試験	1試料5試験片までごとに 2,330円

	2 含水率試験	1試料5試験片までごとに 2,870円
	3 収縮率試験	1試料5試験片までごとに 4,860円
	4 吸水率試験	1試料5試験片までごとに 7,840円
	5 吸湿率試験	1試料5試験片までごとに 21,070円
(2) 強度試験	1 引張試験、圧縮試験、曲げ試験、せん断試験、割裂試験、硬さ試験、くぎ引抜試験又は接着力試験	1試料1試験ごとに 1,570円
	2 建材の実大強度試験	1試料につき 13,620円
(3) 接着剤試験	ホルムアルデヒド	1試料につき 12,850円
(4) 塗膜試験	1 反射・透過光分布の測定	1試料5試験までごとに 4,950円
	2 付着力試験、耐水性試験、耐熱性試験又は耐汚染性試験	1試料1試験5試験片までごとに 2,790円
	3 耐酸性試験又は耐アルカリ性試験	1試料1試験5試験片までごとに 5,780円
	4 色の測定	5試料までごとに 4,800円
5 燃料試験		
(1) 石油類試験	1 密度試験	1試料につき 1,680円
	2 反応試験、引火点試験又は水分試験	1試料1試験につき 3,240円
	3 灰分試験、残留炭素試験、粘度試験、流動点試験又は曇り点試験	1試料1試験につき 4,640円
	4 硫黄分試験、総発熱量試験又は窒素分試験	1試料1試験につき 6,710円

(2) 石炭試験	灰分試験、水分試験又は揮発分試験	1試料1試験につき 2,170円
6 油脂試験		
化学試験	よう素価試験、けん化価試験又は純セッケン分試験	1試料1試験につき 4,580円
7 機械器具等試験		
(1) 機械器具等精密測定	1 表面粗さ測定機による測定	1件1時間までごとに 4,630円
	2 真円度測定機による測定	1件1時間までごとに 1,860円
	3 三次元座標測定機による測定	1件1時間までごとに 6,280円
	4 画像システムによる形状計測	1件1時間までごとに 4,810円
	5 表面形状測定機による測定	1件1時間までごとに 3,680円
	6 共焦点顕微鏡による測定	1件1時間までごとに 3,710円
(2) 材料試験	1 硬さ試験	1試料につき 1,650円
	2 微小硬さ試験	1試料5点まで 7,050円 1点増すごとに 290円加算
	3 残留応力試験	1件1時間までごとに 4,870円
	4 微小荷重による強度試験	5試験片まで 2,470円 1試験片増すごとに 350円加算
	5 引張試験、圧縮試験、曲げ試験	1試料1試験につき 2,060円
	6 引張試験（伸び計を使用）	1試料1試験につき 3,090円

8 金属試験		
(1) 物理冶金試験	1 金属顕微鏡による試験	1試料1視野につき 6,610円 1視野増すごとに 1,000円加算
	2 マクロ組織試験	1試料につき 5,050円
	3 集束イオンビーム加工装置による試験	1時間につき 7,910円
	4 走査電子顕微鏡による試験	1試料1視野につき 6,830円 1視野増すごとに 1,930円加算
(2) 表面処理試験	めっき付着量試験	1試料につき 4,910円
9 無機材料試験		
(1) 原材料試験	1 水分測定	1試料につき 1,800円
	2 比重測定	1試料につき 3,040円
	3 粒度分布測定 (沈降法)	1試料につき 4,820円
	4 粒度分布測定 (レーザー回折)	1試料につき 2,220円
	5 粒度分布測定 (ふるい振とう機)	1試料につき 1,310円
	6 耐火度測定	1試料につき 5,630円
	7 強熱減量測定	1試料につき 3,410円
	8 比表面積測定	1試料につき 4,970円
	9 スメクタイトのメチレンブルー吸着量測定	1試料につき 3,980円
(2) 製品試験	1 寸法測定	1試料につき 460円
	2 吸水試験	1試料につき 1,520円
	3 曲げ試験	1試料につき 1,330円
	4 オートクレーブ試験	1試料につき 4,340円
	5 耐薬品性試験	1試料1試験につき 6,680円

		円
	6 熱伝導率試験	1試料につき 6,890円
	7 凍害試験	1試料につき 10,270円
	8 耐透水性試験	1試料につき 1,360円
(3) 瓦耐風耐震試験	1 瓦の繰り返し又は単調引上げ試験	1試験につき 5,150円
	2 棟瓦鉛直回転試験	1試験につき 3,180円
(4) 陶磁器食器の重金属溶出試験	1 鉛又はカドミウム	1試料1項目につき 7,420円
	2 鉛及びカドミウム	1試料につき 10,040円
(5) 恒温恒湿槽による建築材料の吸放湿性試験		1試料につき 9,880円
(6) 熱分析	1 示差走査熱量測定	1試料1時間までにつき 4,040円 1時間増すごとに 860円加算
	2 示差熱—熱重量同時測定 500℃以下の測定	1試料1時間までにつき 3,780円 1時間増すごとに 780円加算
	3 示差熱—熱重量同時測定 500℃を超える測定	1試料1時間までにつき 5,360円 1時間増すごとに 780円加算
	4 熱機械分析	1試料1時間までにつき 3,280円 1時間増すごと 340円加算
10 鑑定		
(1) 肉眼鑑定		1試料につき 2,330円
(2) 顕微鏡鑑定		1試料につき (前処理あり)

		18,900円 1試料につき（前処理なし） 7,370円
11 調製又は加工		
(1) 酵母（清酒の製造に使用するものを除く。） 又は乳酸菌の調製		1種類につき 8,390円
(2) 清酒の製造に使用する酵母の調製		1種類につき 7,250円
(3) 酢酸菌の調製		1種類につき 5,760円
(4) 発酵食品用試薬調製	滴定試薬調製又は指示薬調製	1試薬500ミリリットルまでにつき 1,360円
(5) 三次元プリンタによる造形		1件1時間につき 1,160円 1件につき（後処理） 3,340円
12 デザイン		
(1) 製品設計又は試作		1件につき最初の1時間まで 3,760円 1時間増すごとに 3,590円 加算
(2) 宣伝媒体デザイン		1件につき最初の1時間まで 3,760円 1時間増すごとに 3,590円 加算
13 その他		
試料の調製	1 軽微なもの 2 やや困難（煩雑）なもの 3 非常に困難（煩雑）なもの	1件につき 1,770円 1件につき 3,540円 1件につき 5,320円

備考 条例別表備考第5号の規定により条例別表に定める手数料に加算する特別の経費のうち職員の派遣に係る経費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例

第11号)の規定により職員に支給される旅費に相当する額とする。

様式第1号(第3条関係)

設 備 機 器 使 用 申 請 書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () —

下記のとおり島根県産業技術センターの設備機器を使用したいので申請します。

記

		※ 整理番号	第	号	
使用 する 装 置	名 称	使	用	期 間	
		年	月	日 時 分から	
		年	月	日 時 分まで	
		年	月	日 時 分から	
		年	月	日 時 分まで	
使用の目的 及び内容					
使用責任者	住 所 〒 氏 名 電話番号() —				
使用人員	人				
県内の事務所 又は事業所	所 在 地 〒 名 称 電話番号 () —				
※使用料の 算 定	円 ×	時間	=	円	
	円 ×	時間	=	円	
	円 ×	時間	=	円	
	準備料				円
	設備機器の使用 방법에係る指導料				円
	合 計			円	
※ 条例第3 条第3項に より付する 条件					

(注) 1 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

(表)

設備機器使用承認書

年 月 日

住所
申請者 氏名 様
電話番号 () ー

記

		※ 承認番号	第 号			
使用する 装置	名 称	使 用 期 間				
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
使用の目的 及び内容						
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号() ー					
使用人員	人					
※使用料の 算 定	円 × 時間 = 円					
	円 × 時間 = 円					
	円 × 時間 = 円					
	準備料 円					
	設備機器の使用 방법에係る指導料 円					
	合 計 円					
※条例第3 条第3項に より付する 条件						

上記のとおり使用することを承認します。

印

(裏)
設備機器使用承認変更事項

変更申請日	
変更内容	
上記のとおり使用内容の変更を承認します。 年 月 日	
印	
変更申請日	
変更内容	
上記のとおり使用内容の変更を承認します。 年 月 日	
印	
変更申請日	
変更内容	
上記のとおり使用内容の変更を承認します。 年 月 日	
印	
変更申請日	
変更内容	
上記のとおり使用内容の変更を承認します。 年 月 日	
印	

様式第3号(第5条関係)

設備機器使用変更承認申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () -

下記のとおり島根県産業技術センターの設備機器使用の内容を変更したいので申請します。

記

承認年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
使用の承認を受けた装置	
変更内容	
変更理由	

(注) 設備機器使用承認書を添付してください。

様式第4号(第6条関係)

設備機器使用中止届出書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () -

下記のとおり島根県産業技術センターの設備機器の使用を中止します。

記

承認年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
使用を中止する装置	
中止の理由	

様式第5号(第8条関係)

分析等依頼書

年 月 日

島根県産業技術センター所長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号 () —

下記のとおり分析等をお願いします。

記

		※ 整理番号		第 号	
※ 区 分	分析等の内容	件 数 (成分)	単 価	手 数 料	摘 要
・ ・			円	円	
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・	準備料				
合 計					
県内の事務所又は事業所		所在地 〒 名 称 電話番号 () —			

(注) 1 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第6号(第8条関係)

職 員 派 遣 依 頼 書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () —

分析等のため、下記のとおり職員の派遣をお願いします。

記

派 遣 の 目 的		
派 遣 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	泊 日間
用 務 地		
※ 派遣職員の職氏名		
※ 経 費	円	(内訳)
県内の事務所又は事業所	所在地 〒 名称 電話番号 () —	

(注) 1 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第9条関係)

分析等依頼取消届出書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () -

年 月 日付で依頼した分析等について、その依頼を下記のとおり取り消します。

記

取り消す分析等の内容	件 数 (成 分)	取 消 し の 理 由

様式第8号(第10条関係)

※ 成 績 書	
依頼者	住 所 氏 名
年 月 日付けの分析等依頼書に基づく※ の結果は、下記の とおりです。 年 月 日 島根県産業技術センター所長 [印]	
(分析等の結果を記載)	
備 考	

※印の箇所には、分析、試験、鑑定等の該当する分析等の内容を記載

様式第9号(第10条関係)

成績書複本交付申請書

年 月 日

島根県産業技術センター所長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号 () —

分析等の成績書の複本を下記のとおり交付願います。

記

交付年月日	分析等の内容	複本の部数	摘要
年 月 日		部	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
県内の事務所又は事業所	所在地 〒 名称 電話番号 () —		

(注) 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入してください。

様式第10号(第12条関係)

使用料等減免申請書

年 月 日

様

住所
申請者 氏名
電話番号 () —

下記のとおり※1 の※2 をお願いします。

記

使用料等の減免を受けようとする使用装置又は分析等の種類	
使用料等の減免を受けようとする理由	
減免前の使用料等の金額	円
減免の申請額	円 (内訳)
県内の事務所又は事業所	所在地 〒 名称 電話番号 () —

- (注) 1 ※1の箇所には「使用料」又は「手数料」のうち該当するものを記載してください。
- 2 ※2の箇所には「減額」又は「免除」のうち該当するものを記載してください。
- 3 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入してください。

様式第11号(第12条関係)

使用料等減免決定通知書

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 様
電話番号 () ー

記

使用料等の減免を受けようとする使用装置又は分析等の種類		
使用料等の減免を す る 理 由		
減免前の使用料等の金額	円	
減免後の使用料等の金額	円	(内訳)

上記のとおり決定します。

印

様式第12号(第13条関係)

使用料還付申請書

年 月 日

様

住所
申請者 氏名
電話番号 () -

下記のとおり使用料の還付をお願いします。

記

使用料の還付を受けようとする使用装置又は分析等の種類		
使用料の還付を受けようとする理由		
既納付使用料の金額	円	
還付の申請額	円	(内訳)

(注) 設備機器使用承認書を添付してください。

口座振替を希望する場合の還付金の受領口座(申請者の口座に限る。)	金融機関名 _____ 店
	預金の種類 _____ 口座番号 _____

様式第1号 (第3条関係)

(平18規則16・平19規則12・平22規則35・令3規則126・一部改正)

様式第2号 (第4条関係)

(平19規則12・平22規則35・一部改正)

様式第3号 (第5条関係)

(令3規則126・一部改正)

様式第4号 (第6条関係)

(令3規則126・一部改正)

様式第5号 (第8条関係)

(平18規則16・平19規則12・令3規則126・一部改正)

様式第6号 (第8条関係)

(平19規則12・令3規則126・一部改正)

様式第7号 (第9条関係)

(令3規則126・一部改正)

様式第8号 (第10条関係)

(平24規則25・令3規則126・一部改正)

様式第9号 (第10条関係)

(平19規則12・令3規則126・一部改正)

様式第10号 (第12条関係)

(平19規則12・令3規則126・一部改正)

様式第11号 (第12条関係)

様式第12号 (第13条関係)

(令3規則126・一部改正)